

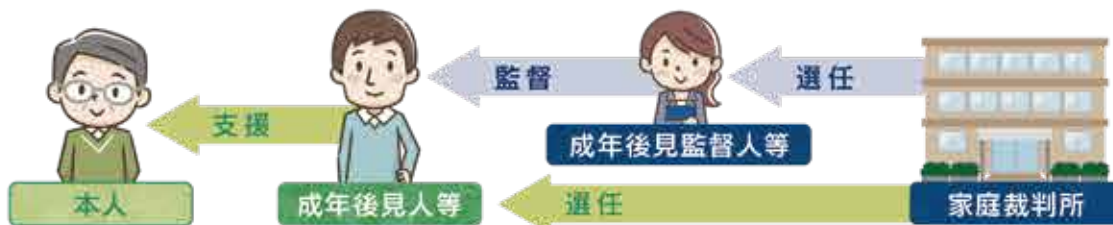
3. 成年後見制度について

法定後見制度



本人の判断能力が不十分になってから
家庭裁判所で手続き

成年後見人等選任までの流れ



判断能力が十分でない方に家庭裁判所が適切な成年後見人等を選びます。
判断能力の程度で3つの分類があります。

分類一覧	類型	本人の判断能力の程度	[本人の同意要否一覧]		
			申立て	同意権	代理権
補助	判断能力が不十分な方		必要	必要	必要
保佐	判断能力が著しく不十分な方		不要	不要	必要
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方		不要	不要	不要

法定後見人の選任条件

- 申立人** 本人、配偶者、四親等内の親族(★)、市長等*
- 後見人候補者** 親族、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)、知人・友人などを申立人が希望することができます。決定は家庭裁判所が行います。
- 報酬** 本人の資産の中から生活に支障がない範囲で家庭裁判所が決めます。
- 監督** 家庭裁判所または成年後見監督人等が行います。

※成年後見監督人等の選任や後見制度支援信託、後見制度支援預貯金の利用指示がある場合もあります。(P.8参照)

① 知っておこう 市長申立て*

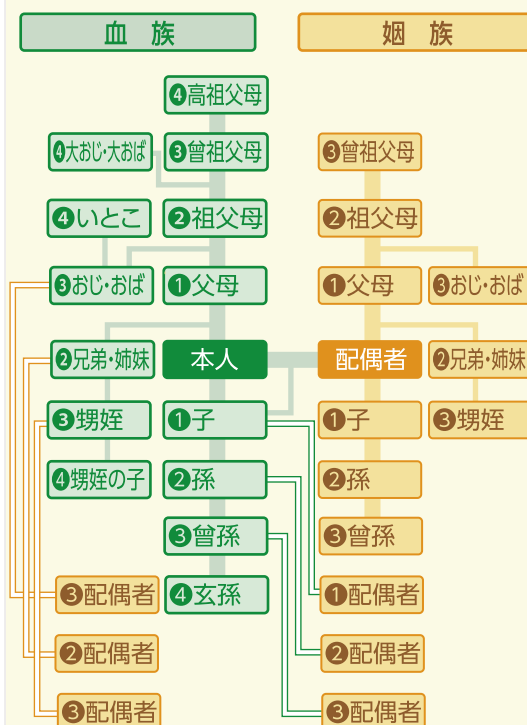
身寄りが無い、身内から虐待を受けているなどの理由で申立てをする人がおらず、その人の福祉の向上を図るため行政が必要と判断すれば、市長が法定後見の申立てをすることができます。

① 知っておこう 成年後見制度利用支援事業

成年後見の申立て費用や成年後見人等への報酬負担が困難な方には、その費用の全部又は一部を助成する制度があります。詳しくは、各区役所の地域保健福祉課(高齢者)、福祉・介護保険課(知的障がい者)、健康課(精神障がい者)へお問い合わせください。

★本人・配偶者・四親等内の親族図(民法725条)

親族の範囲 六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族
※数字は親等を表す



4. 手続きに必要なもの

詳しくは家庭裁判所や公証役場へご確認ください。
※書類作成を専門職に依頼する場合、別途費用が必要です。

法定後見制度

必要書類

- 申立書類(家庭裁判所)
- 診断書及び診断書付票(成年後見制度用)
- 本人情報シート
- 戸籍謄本 ※本人
- 住民票または戸籍附票
※本人及び成年後見人等候補者
- (後見人等)登記されていないことの証明書
※本人
- 介護保険被保険者証・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳など
判断能力の判定が分かる証書
もしくは手帳のコピー など

基本の申立て費用

- 収入印紙 申立手数料 800円
登記手数料 2,600円
- ※上記の他、保佐・補助類型の場合は、
下記の収入印紙が必要です。
- 保佐 代理権付与 800円
補助 代理権付与 800円
同意権付与 800円
- 郵便切手 後見 3,480円
(令和5年2月現在) 保佐 4,480円
補助 4,480円
- 鑑定料 ※家庭裁判所が必要と判断した場合
- その他(診断書、戸籍謄本など) 所定手数料

任意後見制度

公正証書による 任意後見契約書の作成

必要書類

- 任意後見契約書
- 印鑑証明書(発行3か月以内のもの)
※本人及び受任者
- 実印 ※本人及び受任者
- 戸籍謄本 ※本人
- 住民票 ※本人及び受任者

費用

- 公正証書作成基本手数料 11,000円
- 正本・謄本作成手数料 1枚につき250円
- 法務局への登記嘱託料 1,400円
- 収入印紙 2,600円
※依頼する内容によって多少異なります。
- その他(住民票、戸籍謄本など) 所定手数料

任意後見監督人選任の申立て

必要書類

- 申立書類一式(書類は家庭裁判所)
- 戸籍謄本 ※本人
- 住民票または戸籍附票 ※本人及び受任者
- 後見登記事項証明書
(任意後見契約の登記) ※本人
- (後見人等)登記されていないことの証明書
※本人
- 任意後見契約書の写し
- 診断書(成年後見用)
- 本人情報シート写し

基本の申立て費用

- 収入印紙 2,220円
- 郵便切手(令和5年2月現在) 2,450円
- その他(診断書、戸籍謄本など) 所定手数料